



「浜松市こどもの権利条例」制定に伴う パブリック・コメント制度意見募集の実施について

こどもは権利の主体であること及びこどもの権利の保障に関する基本的な事項等を規定するとともに、こどもの権利が侵害された場合にそれを救済するための附属機関の設置を規定するため、平成15年4月から施行されている「パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、浜松市こどもの権利条例（案）についての意見募集を実施します。

パブリック・コメントの概要は、以下のとおりです。

【パブリック・コメントの概要】

1 対象案件

※詳細は別紙のとおり

2 案の公表および意見募集期間

令和8年7月23日（木）から令和8年8月21日（金）まで

3 案の公表先

案については、こども若者政策課（ザザシティ浜松中央館5階）、区役所区振興課、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、市政情報室（市役所北館2階）、市民協働センター（中央区中央一丁目）、中央図書館（行政資料コーナー）、パブコメ PR コーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布。

また、浜松市公式ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載。

4 意見の提出方法

意見（住所、氏名または団体名、電話番号、Eメールアドレスを記載）を直接持参または郵便、ファクス、Eメールでこども若者政策課へ提出。

また、ホームページ上の「意見入力フォーム」から直接意見を提出。

5 意見の処理方法

提出された意見に対して、後日、市の考え方を公表します。

（公表先は案の公表先と同じ）

6 その他

広報はままつ（7月号）に情報を掲載。

